

副本

平成23年(ワ)第6049号 損害賠償請求事件

原 告 塚 本 協 子 外4名

被 告 国

第4準備書面

平成25年1月30日

東京地方裁判所民事第24部合議B係 御中

被告指定代理人

板	崎	一	雄	
若	山	政	行	
澤	田	勝	弘	
長		好	行	
前	畠	聰	子	
岩	館	裕	矢	
佐	藤	彩	香	
大	澤	文	公	
原		孝	文	
森	田	大	輔	

被告は、本準備書面において、原告らの平成24（2012）年12月13日付準備書面(7)（以下「原告準備書面(7)」という。），同日付準備書面(8)（以下「原告準備書面(8)」という。）及び同日付準備書面(9)（以下「原告準備書面(9)」という。）に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等は、本書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第1 被告が民法750条の改廃義務を負うことを自認していた旨の原告らの主張は失当であること－原告準備書面(7)第1に対して

原告らは、我が国政府が女子差別撤廃委員会からの勧告に対して反論の意見を提出することなく、勧告の実現に向けて努力している旨の報告書を提出してきたことを捉え、このような対応は、被告において、民法750条が女子差別撤廃条約上の女性に対する差別的法規に当たること、同条の改廃義務を負うことをそれぞれ自認していたことを示すものであると主張する（原告準備書面(7)9ないし11ページ）。

しかしながら、女子差別撤廃条約16条1項はそもそも自動執行力を有するものではなく、女子差別撤廃条約16条1項(b)及び(g)を根拠にして、個々の国民個人に対し、別氏のまま法律婚をする権利という、国賠法1条1項適用上の違法性を根拠づける権利利益が保障されているとはいえず、そもそも、原告らの主張する権利利益は国賠法において法律上保護されたものといえないから、原告らの請求には理由がないことは、答弁書（23ページ）から繰り返し主張してきたとおりである。これに対し、原告らの上記主張は、民法750条が女子差別撤廃条約に違反すると主張するにすぎない。同条約16条1項(b)及び(g)が、個々の国民個人に対し、別氏のまま法律婚をする権利という、国賠法1条1項適用上の違法性を根拠づける権利利益が保障されていることを論証しない限り、個々の国民個人に対する職務上の注意義務を観念することはできず、国賠法1条1項の請求を理由付けることにはならないから、原告らの上記主張

は、請求を理由あらしめるものとして、それ自体失当であるし、また、被告の反論に対する再反論にもなっていない。要するに、本件では、同条約16条1項(b)及び(g)が、個々の国民個人に対し、別氏のまま法律婚をする権利という、国賠法1条1項適用上の違法性を根拠づける権利利益を保障しているといえるか否かが問題なのである。したがって、原告らの主張はその前提において失当である。

なお、民法750条は、婚姻に際しての氏の取扱いについて、男女で差異を設けたものではなく、その規定の内容自体も女子差別撤廃条約と抵触するものではないことも、被告の第3準備書面（第1の1、2ページ）で述べたとおりである。また念のため指摘しておくが、女子差別撤廃委員会が我が国政府に対して民法改正についての勧告を初めて行ったのは平成15年であるところ（乙第26号証）、それに先立つ平成3年から法務省において民法改正の検討作業は行われており、平成8年には同法改正に関する法制審議会の答申もされていたことから、我が国政府は、上記の勧告に対して、あえて反論まではせず、民法改正に向けた取組が現にされていることを報告してきたにすぎない（乙第27号証）。かえって、外務省は、民法750条の規定に関し、女子差別撤廃条約締結後の昭和62年（1987年）5月に女子差別撤廃委員会に提出した女子差別撤廃条約実施状況報告において、同条が憲法に基づき男女同一の取扱いとなっている旨を述べており、同条が女子差別撤廃条約16条1項に抵触するものではないとの立場を明示していたのであり、現在に至っても、その見解に変更はない（乙第28号証）。これらの女子差別撤廃条約委員会への対応状況に照らせば、我が国政府が民法750条が女子差別撤廃条約16条1項に抵触することや、これにつき改廃義務があることを自認していたなどと認められないことは明らかである。

原告らの上記主張は、女子差別撤廃条約締結後の我が国政府の女子差別撤廃条約委員会への対応状況や同条約16条1項と民法750条との関係に係る認

識等の事実関係を著しく歪曲して述べるものであり、明らかに失当である。

第2 女子差別撤廃条約が、個々の国民個人に対し、国賠法1条1項の違法を基礎づける権利利益を付与している旨の原告らの主張は失当であること—原告準備書面(7)第2に対して

1 原告らの主張

原告らは、被告が、女子差別撤廃条約16条1項(b)及び(g)は、個々の国民個人に対し、別氏のまま法律婚をする権利という、国賠法1条1項適用上の違法性を根拠づける具体的な権利利益を保障するものではなく、そのような権利利益の侵害を観念し得ない旨主張したこと（被告第3準備書面3ページ以下）について、原告らが民法750条の改廃に係る立法不作為によって侵害された具体的な権利利益は、女子差別撤廃条約16条1項(b)及び(g)の規定によって保障される「合意のみにより婚姻をする同一の権利」、及び「婚姻に際しての氏の選択に関する夫婦同一の権利」であるとし、特段の立法措置によって「夫婦が別氏のまま法律婚をすることができる権利」が保障されていなくても、同条約の上記規定を根拠に、国賠法1条1項の適用上の違法が認められる旨主張しているようである（原告準備書面(7)16、17ページ）。

2 女子差別撤廃条約は原告らの法律上保護された具体的な権利利益を根拠づけるものではないこと

しかしながら、国賠法1条1項の適用上の「違法」が認められるためには、公務員が、個々の国民個人に対して負っている職務上の法的義務に違反し、当該国民の法律上保護された具体的な権利利益を侵害したことが必要であるから、本件においては、原告らの法律上保護された具体的な権利利益を観念し得るかどうかがまずもって問題となる。ところが、女子差別撤廃条約16条1項(b)及び(g)は、自動執行力を有するものではなく、裁判所が個人の権利を認め、義務を課すための裁判規範として用いることができるものではないのであるか

ら、女子差別撤廃条約 16 条 1 項 (b) 及び (g) 等の規定を根拠として、このような国賠法 1 条 1 項適用上の違法性を根拠づけるための、法律上保護された具体的な権利利益が、原告らを始めとする個々の国民個人に対して付与されているということもできず、そのためその権利利益の侵害があるということもできない（被告第 3 準備書面 3 ないし 9 ページ）。

したがって、原告らが主張する権利利益（その名称はさておき）が、自動執行力を欠く女子差別撤廃条約 16 条 1 項 (b) 及び (g) を根拠とするものであり、国内法の規定によって個々の国民個人に対して保障されている具体的な権利利益には該当しない以上、その侵害を理由に、民法 750 条を改廃しないという国会議員の立法不作為が国賠法 1 条 1 項適用上違法と評価される余地がないことは明らかである。

3 平成 17 年大法廷判決の判示は被告の主張と整合しないものではないこと

(1) また、原告らは、上記 1 の主張の論拠として、被告の主張によれば、平成 17 年大法廷判決の事案においても、「上告人らが憲法 15 条に基づき、『在外国民が国政選挙において投票できるような特定の内容を持つ在外選挙制度を構築すべきことを要求できる権利』や、選挙法等の立法措置等を待つことなく、『国民が日本国外に在住のまま国政選挙において投票することができる権利』が保障されていない限り、立法不作為について国賠法上の損害賠償請求ができないということにならざるを得ない」が、平成 17 年大法廷判決は、上告人らが国会の立法不作為によって侵害された権利として「国政選挙において投票をする機会を与えられること」を挙げており、そのような見解を採用していないなどと主張する（原告準備書面 (7) 16, 17 ページ）。

(2) しかしながら、平成 17 年大法廷判決の事案では、既に公職選挙法によつて、在外国民には具体的な選挙権が付与されていたのであり、平成 17 年大法廷判決は、在外国民に対して既に付与されていた具体的選挙権について、その「行使」が、立法不作為によって制限されていたとして、具体的な権利

利益の「侵害」があったとみることが可能であった事案に係るものである。

平成17年大法廷判決が、個々の国民個人の法律上保護された権利利益の侵害、ひいては個々の国民個人に対する職務上の注意義務違反を問うことなく、国会議員の立法不作為の国賠法1条1項の適用上違法を肯定するものとする原告らの主張は、以下に述べるように、同判決の事案及び判旨を正しく理解しないものである。

すなわち、公務員の選定・罷免権を国民固有の権利と定める憲法15条1項は、公務員の地位が最終的に国民の意思に由来するものであるとの根本原理を明らかにした規定にすぎず、同条3項も財力等によって選挙人の資格を区別してはならないことを明らかにした趣旨であって、いずれも国民に対して具体的な選挙権を付与する趣旨の規定ではない。もっとも、平成10年法律第47号による公職選挙法の改正により在外選挙人名簿が調製される以前の旧公職選挙法の下においても、在外国民は、公職選挙法9条1項の選挙人の資格要件を満たし、同法11条1項各号の選挙人の欠格事由にも該当せず、同法上の具体的な選挙権が付与されていたのであり、にもかかわらず、在外選挙人名簿制度が存在しないことによって、在外国民には、この選挙権を使用する機会が与えられておらず、その行使が制限されていたものである。この点、杉原則彦・最高裁判所判例解説民事篇平成17年度(下)628ページも、「在外国民は、公職選挙法9条1項により衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有するが、本件改正(引用者注:平成10年法律第47号による改正)前の公職選挙法42条1, 2項の下では、同法21条所定の被登録資格を満たさないため、上記の選挙権を行使するみちがなかった。(傍点は引用者)」と上述したところに沿う解説をしている。また、上記改正「後」の公職選挙法の下では、在外選挙人名簿の制度は設けられ、在外国民に公職選挙法上の選挙権を行使する道が開かれたものの、同法附則8項により、当分の間、選挙権行使の対象となる選挙が衆議院比例代表選出議員の選挙及び参議

院比例代表選出議員の選挙に限ることとされ、衆議院小選挙区選出議員及び参議院選挙区選出議員の選挙については、選挙権を行使することができない状態に置かれたままとなっていたのである(前掲杉原628, 629ページ)。

平成17年大法廷判決は、上記改正「前後」の公職選挙法において、在外国民の選挙権の行使が制限されていた状態を「選挙権の行使の制限」ないし選挙権自体の制限に比肩される強度の制限とみて、国会議員が長期間、選挙権行使の機会を確保するための立法措置を講じなかったことについて、国賠法1条1項の適用上の「違法」を認めたものである。

このように、平成17年大法廷判決の事案においては、上記の公職選挙法改正前から、既に公職選挙法によって、在外国民には具体的な選挙権が付与されていたのであり、この在外国民に対して既に付与されていた具体的選挙権の行使が、上記の立法不作為によって制限されていたとして、具体的な権利利益の侵害があったとされたものである。同判決は、個々の国民個人の法律上保護された権利利益の侵害、ひいては個々の国民個人に対する職務上の注意義務違反を問うことなく、国会議員の立法不作為について国賠法1条1項適用上の違法を肯定するものではないことは明らかである。原告らの主張は、これらの点についての理解を根本的に欠いたものであり、失当である。

(3) 原告らの主張する「婚姻に際しての氏の選択に関する夫婦同一の権利」とは、これまでの原告らの主張に照らせば、夫婦が婚姻前の氏をそれぞれ選択することができる権利をいうものと思われるが、女子差別撤廃条約16条1項(b)及び(g)の規定には自動執行力がなく、これらの規定を根拠に、上記のような権利が保障されているとみることができないことは明らかである。また、国内法上も、原告らの主張するような権利を具体的に保障した規定はおよそ見いだし得ない。

原告らは、女子差別撤廃条約の目的、性質等をるる述べ、同条約の規定が個人に対して権利を付与したものである旨を繰り返し主張するが(原告準備

書面(7)12ないし41ページ), 女子差別撤廃条約に自動執行力が認められない以上, これが日本国内において裁判規範としての効力を有しないことは明らかであり, 原告らの主張するところは, 前述したところを何ら左右するものではない。

なお, 後述のとおり, 民法750条の規定が存在することによって, 合意のみにより婚姻をする自由が妨げられるものではなく, また, 前記のとおり, 同条は, 氏の選択について夫婦それぞれの取扱いを異にしているわけではないから, 原告らの主張に係る氏を選択することについての夫婦同一の権利とは何ら抵触するものでもない。

4 以上によれば, 原告らの上記主張も失当であることが明らかである。

第3 女子差別撤廃条約の批准前に国内法制等の整備を実施していたことをもって, 我が国政府が同条約について自動執行的であると理解していた旨の原告らの主張が失当であること—原告準備書面(7)第3に対して

原告らは, 我が国政府は, 女子差別撤廃条約の実施のために必要な国内法制の整備をすべて終わらせたという認識の下に同条約を批准したのであるから, 立法的措置を執らなかった条約規定については自動執行的であると理解していたはずであると主張するようである(原告準備書面(7)30ページ)。

しかしながら, 我が国政府は, 女子差別撤廃条約が内容上そのままの形で国内法として直接に実施され, 直接に締約当事国内の個々人の権利義務を規律する自動執行力のある条約ではなく, 国家間の関係を規律する法規範であり, 締約当事国に対し, ある事項について一定の水準若しくは内容の国内制度を設け又は維持することを義務付けるものであることから, 条約の実施のために必要な場合には, 立法措置を講じており, 特段立法措置を講じなかった条約規定については, 同条約の規定と抵触する国内法も存在せず, 立法措置が必要ないと判断したにすぎず, 同条約の規定が, 国内法の立法を待たずとも自動執行力

を有する旨理解していたものではない。

これを本件に即してみれば、我が国政府は、上記第1のとおり、そもそも民法750条は女子差別撤廃条約16条1項に抵触しないと判断していたことから、民法750条を改廃する立法措置を執る必要も認めなかつたものである。

したがつて、この点に関する原告らの主張も明らかに失当である。

第4 平成17年大法廷判決は最高裁昭和60年判決を変更するものではないこと

－原告準備書面(8)2に対して

1 原告らの主張

原告らは、平成17年大法廷判決は、最高裁昭和60年判決を実質的に変更したものであつて、この点を直視しない限り、平成17年大法廷判決の判旨を正確に理解することはできない旨主張する（原告準備書面(8)2・1, 2ページ）。

この原告らの主張が本件の結論にどのように結び付くのかについては、必ずしも定かではないが、上述したところからも見て取ることができるように、原告らは、平成17年大法廷を極めて特異に理解した上で、その主張を展開しているようであるので、念のため、以下にその誤りを指摘しておく。

2 最高裁昭和60年判決及び平成17年大法廷判決が異なる法理を判示したこと

(1) 国賠法1条1項は、「国又は公共団体の公権力の行使に當る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」と規定するところ、同項にいう違法とは、公務員が個々の国民個人に対して負担する職務上の法的注意義務に違背することをいい、このことは、最高裁昭和60年判決、平成17年大法廷判決とも同様に判示しているところである。

国会議員の立法行為（立法不作為を含む。）がいかなる場合に公務員とし

ての国会議員が個々の国民個人に対して負担する職務上の法的義務に違背し、国賠法1条1項の適用上違法と評価されるかについて、最高裁昭和60年判決は、「国会議員の立法行為（立法不作為を含む。以下同じ。）が同項の適用上違法となるかどうかは、国会議員の立法過程における行動が個別の国民に対して負う職務上の法的義務に違背したかどうかの問題であつて、当該立法の内容の違憲性の問題とは区別されるべきであり、仮に当該立法の内容が憲法の規定に違反する廉があるとしても、その故に国会議員の立法行為が直ちに違法の評価を受けるものではない。」とし、当該立法の内容の違憲性の問題とは区別されるべきであるとした上、「立法行為の内容にわたる実体的側面に係るものは、これを議員各自の政治的判断に任せ、その当否は終局的に国民の自由な言論及び選挙による政治的評価にゆだねるのを相当とする。」、「国会議員の立法行為は、本質的に政治的なものであつて、その性質上法的規制の対象になじまず、特定個人に対する損害賠償責任の有無という観点から、るべき立法行為を措定して具体的立法行為の適否を法的に評価するということは、原則的には許されないものといわざるを得ない。（傍点は引用者）」として、被告第2準備書面6ページ以下で述べたとおり、平成17年大法廷判決でも同旨の判示（原則の場合の説示部分）がされている。

もっとも、最高裁昭和60年判決は、上記判示に続けて、「国会議員は、立法に関しては、原則として、国民全体に対する関係で政治的責任を負うにとどまり、個別の国民の権利に対応した関係での法的義務を負うものではないというべきであつて、国会議員の立法行為は、立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的な場合でない限り、国家賠償法一条一項の規定の適用上、違法の評価を受けないものといわなければならない。」と、極めて例外的な場合にのみ上記立法行為が国賠法1条1項の適用上違法と評価される旨の表現振りを用いて判示している。

このような考え方は、その後の最高裁判決においても踏襲されているところであり（最高裁昭和62年6月26日第二小法廷判決・訟務月報34巻1号25ページ、最高裁平成2年2月6日第三小法廷判決・訟務月報36巻12号2242ページ、最高裁平成5年9月10日第二小法廷判決・税務訴訟資料198号813ページ、最高裁平成7年12月5日第三小法廷判決・判例時報1563号81ページ。），平成17年大法廷判決も、後記(2)のとおり、上記原則的場合の説示部分に続けて、例外的場合の説示部分において最高裁昭和60年判決と異なる表現振りで判示をしてはいるものの、その基本的考え方としては、同判決同様、国会議員の立法行為は、国賠法1条1項の違法と評価することは原則的には許されないことを確認した上で、例外的に違法と評価される場合を例示しているのであって、極めて例外的な場合でない限り、上記立法行為が国賠法1条1項の適用上違法と評価されることはないという考え方に基づいている点で何ら変わりはない。

(2) 平成17年大法廷判決は、立法行為が国賠法1条1項の適用上違法と評価される「例外的な場合」について、「立法の内容又は立法不作為が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合や、国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠る場合などには、例外的に、国会議員の立法行為又は立法不作為は、国家賠償法1条1項の規定の適用上、違法の評価を受けるものというべきである（傍点は引用者）。」と判示している。

上記の判示部分のみを取り出せば、平成17年大法廷判決と最高裁昭和60年判決とでは、国会議員の立法行為が国賠法1条1項の適用上違法となる「例外的場合」についての例示の表現振りには違いがあるといえるが、これは、平成17年大法廷判決が最高裁昭和60年判決と異なる法理を示したもの

のではない。このことは、平成17年大法廷判決が、上記に引用した判示部分に続けて、最高裁昭和60年判決は、「以上と異なる趣旨をいうものではない。」とあえて判示していることからも明らかである。

そもそも、平成17年大法廷判決は、前記のとおり、「両議院の議員の選挙において投票することによって国の政治に参加することができる権利」が国民固有の権利として憲法上保障された上、その行使の制限も、選挙権自体の制限と評価されるような強度のものであった場合に関するものであり、このように、憲法上の権利として明確に保障され、法律によって具体化されて能動的に行使することが予定されている権利の行使の機会が立法行為（立法不作為）により侵害されていたという事案に即して、最高裁昭和60年判決の示した「例外の場合」に当たり、国賠法1条1項の適用上違法に当たり得るということを判断したものと解すべきである（前掲杉原655ないし656ページは、平成17年大法廷判決は、昭和60年判決を前提にしても、本件国賠請求を認容する余地があるという考え方に基づいていると説明している。）。

そうすると、平成17年大法廷判決が判示する「…立法の内容又は立法不作為が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合や、国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するため所要の立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠る場合」とは、飽くまでも上記のような事案を念頭に置いた容易に想定し難い「例外の場合」の例示にほかならないというべきである（以上につき、被告第2準備書面4ないし8ページ）。

(3) 以上によれば、平成17年大法廷判決は、国会の立法行為（立法不作為）が国賠法1条1項の適用上違法となる場合について、最高裁昭和60年判決と異なる法理を示したものではない。したがって、平成17年大法廷判決は最

高裁昭和60年判決を実質的に変更したものであるとする原告らの主張は、上記各判例の趣旨を正解しないものというべきである。

第5 民法750条は憲法の規定に違反するものではないこと－原告準備書面(8)

4 に対して

1 原告らの主張

原告らは、民法750条を改正しない国会の立法不作為は、憲法13条及び24条により保障される氏の変更を強制されない自由、婚姻の自由、夫婦同等の権利、両性の本質的平等の権利に反する旨主張する(原告準備書面(8)3ページ)。

しかしながら、以下に述べるとおり、民法750条が憲法の上記各規定に違反するものではない。

2 憲法24条及び13条の趣旨と民法750条の憲法適合性

(1) そもそも、憲法24条は、国民の家族的生活に対する憲法の根本的態度を明らかにし、婚姻や家族に関する法制度もこれに従って構築されなければならないことを要求するものである。具体的には、憲法24条は、婚姻制度を中心とし、婚姻及び家族に関する法制度が個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して構築されるべきことを明らかにしている規定であって、婚姻に関する法制度を構築するに当たり、何人も自己の意に反する配偶者と婚姻を強制されず、また婚姻の成立に当たっては、当事者本人以外の第三者の意思によって妨げられることがないような法制度を構築しなければならないという趣旨であって、婚姻の成立には合意以外に何らの要件をも必要としないという意味ではないし、また、個々の国民に対して裁判規範として機能するような主觀的権利を保障する性質の規定でもないのである(以上、被告答弁書18ないし20ページ、被告第2準備書面9及び10ページ、19ないし21ページ、被告第3準備書面12、13ページ)。

(2) 憲法13条に関しては、前段の個人の尊厳原理と結びついて、人格的自立の存在として自己を主張し、そのような存在であり続ける上で必要不可欠な権利・自由を包摂する包括的な主觀的権利であるとした上で、個別的基本権規定によって保障されず、かつ人格的生存に不可欠な権利の保障の根拠となることがあり得るとする説もあるが（佐藤幸治「憲法〔第三版〕」445ないし462ページ），具体的にどのような権利が憲法13条を根拠に保障されるかについては明確な基準もなく、裁判所が憲法上の権利として承認しさえすれば保障されるということになれば、裁判所の主觀的な価値判断によつて権利が創設されるおそれも出てくることから、憲法上の権利といえるかどうかは、特定の行為が個人の人格的生存に不可欠であることのほか、その行為を社会が伝統的に個人の自律的決定に委ねられたものと考えているか、その行為は多数の国民が行おうと思えば行うことができるものか、当該行為を行っても他人の基本権を侵害するおそれがないかなど、種々の要素を考慮して慎重に決定しなければならない（芦部信喜著 高橋和之補訂「憲法第五版」120, 121ページ）。

この点につき、婚姻に際して夫婦それぞれが別氏を選択することができる自由は、一般的に見て、個人の人格的生存に不可欠であるとか、それを社会が伝統的に個人の自律的決定に委ねられたものと考えているとかいう性質のものではない。夫婦同氏は、日本国憲法下でも「ファミリーネーム」として国民に深く浸透している上、近時の世論調査結果においても夫婦別氏制度の導入に対しては賛否両論が伯仲しており、夫婦別氏制度の実現を是認する見解が趨勢化しているとはいえない状況にある。この点、「氏の問題は単なる個人の自由の問題ではなく、公的制度の問題であり、夫婦同氏が自由の抑圧であるか否か自体が論争の対象」であると指摘する見解も存するところである（内田貴「民法IV〔補訂版〕」51ページ）。以上に照らせば、社会通念上、夫婦別氏制度の導入が個人の人格的生存に不可欠なものと認められるには至

っていないことが明らかである。

したがって、婚姻に際して別氏を選択する自由は、憲法13条が保障する権利に含まれるということはできない（答弁書19ないし22ページ、被告第3準備書面14、15ページ）。

(3) 以上によれば、民法750条の規定が憲法の前記各規定に違反するものでないことは明らかである。

第6 原告らの主張する損害は法律上保護された利益ではないこと

原告らは、民法750条が夫婦同一姓を定めていることにより、精神的損害等を被った旨主張する（原告準備書面(9)）。

原告らの主張は、必ずしも定かではないが、原告らが主張するところの「権利利益」が侵害されたことを前提にした上で、精神的「損害」による慰謝料名目で包括的一律的に100万円の損害賠償請求をしているものと解されるが、前記のとおり、そもそも、そのような権利利益は憲法上保障されていないし、他にそのような利益を法律上保護した規定は存在しないのであるから、民法750条が改廃されていないことによって、原告らが国賠法1条1項の適用上保護されるべき何らかの権利侵害を受けたとは認められない。権利利益の侵害を前提としない精神的「損害」の主張は法律的には意味をなさない。

したがって、精神的「損害」による慰謝料名目での包括的一律的損害賠償請求は全く理由がないというべきである。

第7 結語

以上のとおり、原告らの本件請求はいずれも理由がないから、棄却されるべきである。

以上